

平成 30 年度若者出会い創出業務 企画提案仕様書

1 業務名

平成 30 年度若者出会い創出業務

2 業務期間

契約締結日から平成 31 年（2019 年）3 月 31 日まで

3 業務目的

札幌市では、安心して子どもを生み育てられるまちを目指し、子育ての不安解消につながる取組を積極的に推進しているが、札幌市の平成 28 年の合計特殊出生率は 1.16 と政令市の中で最も低く、平成 28 年 1 月に策定した「さっぽろ未来創生プラン」における希望出生率 1.5 とは大きな乖離がある。

また、当プランでは、札幌市の合計特殊出生率が低位にある要因は、出生率の高い年齢層（25～39 歳）において全国と比べて未婚率が高いことや、夫婦の持つ子どもの数が少ないことにあると分析している。

さらに、札幌市が平成 28 年 6 月に実施した「札幌市の出生率に係る意識調査」によれば、出会いのために行いたいこととして「友人に紹介を頼む」という回答が多かったが、結婚相手の紹介を頼める人は「特にいない」と回答した割合が全国平均を大幅に上回っている。

こうした状況から、結婚を希望する若者の出会いの機会を設けることで、若者の理想のライフプランの実現を支援することを目的とする。

4 業務内容

結婚を希望する若者たちが理想の相手と出会えるよう、出会いのためのイベントやボランティア活動等（以下、プログラムとする。）を企画・実施する。業務の実施にあたっては以下に留意すること。

- 参加者の募集・受付、プログラムの選定・企画、必要な人材・会場・物品等の確保等、プログラムの企画・実施に係る一切の業務を行うこと。
- タイトルは、今年度の「さっぽろ JOIN CAFE」を引き続き使用すること。
- 業務の内容に、プログラム参加者のカップルの成立を確認する行為は含まない。
- プログラムの主たる参加者は、20 代～30 代の札幌市在住の者とする。
- プログラムの開催回数は問わないが、多様な趣味に合わせて参加できるものとし、延べ男女各 100 名以上の参加を想定している。
- プログラムの開催にあたっては、概ね同一のメンバーが顔を合わせる機会を複数回設けること。
- プログラムは、新たに企画するかたちでも、既存のものに参加するかたちでも構わないが、札幌市のまちづくりに寄与すると考えられる内容であること。
- 参加者が理想の相手と出会えなかった場合でも、プログラムへの参加によって一

定の満足感を得られるよう工夫すること。

- 飲食代等の個人で消費するものに関する費用が必要な場合は、参加者から徴収する参加費を充てること。
- プログラムの内容に応じて、参加者に必要と思われる保険を手配すること。
- 事業の参考とするため、参加者に対してアンケート調査を実施し、結果をまとめ、開催概要等とともに委託者に提出すること。

5 秘密の保持

本業務の遂行にあたり知り得た個人情報を含む全ての情報については、本業務の履行に限って使用することとし、本契約の履行期間及び履行後において、第三者に漏らしてはならない。また、秘密保持及びデータの取り扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこと。

6 その他

- (1) 本業務履行にあたり、この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度委託者に協議のうえ決定する。
- (2) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。業務処理責任者は、本業務を行う上で必要な能力と経験を有する者とし、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 本業務履行にあたり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料などは、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (5) この業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (6) 委託業務の成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また、成果物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (7) 委託業務の成果物に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (8) 成果物に使用された写真、イラスト、その他の資料等については、本事業に関連する目的で委託者が行う広報活動に必要な範囲内で、二次使用（印刷物の制作等）できるものとする。
- (9) 委託業務の遂行に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用および責任においてこれを解決するものとし、かつ委託

者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

(10) 受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱留意事項」に基づき、適切な措置を講じること。

(11) 本業務の履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

【個人情報取扱注意事項】

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。